

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月1日から47年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(現在、株式会社B。)における資格取得日に係る記録を46年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和46年11月1日から47年5月1日まで

社会保険庁に厚生年金保険の加入期間について照会した結果、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、昭和46年4月1日に株式会社Aに入社し、すぐ本社に出向し、同年9月1日に株式会社Aの子会社である株式会社Cに移籍したが、同年11月1日に株式会社Aの専務の自宅の寮に入寮して役員の運転手をし、47年5月1日から本社で経理事務を担当した。

したがって、昭和46年4月1日から54年9月30日まで、転勤や関連会社への異動などはしたが、一度も退職していないのに、申立期間について、それぞれ厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出のあった昭和47年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料額を見ると、同年分の社会保険料額(厚生年金保険料、健康保険料及

び雇用保険料)は、申立期間当時の申立人の標準報酬月額及び保険料率で算定した額と概ね一致している。

一方、申立期間①については、厚生年金保険料が控除されていたこと示す給与明細等の関連資料が無く、当該事業所では「月末に離職する場合は、給与から当該月分の保険料を控除せず、月末を資格喪失日とする事務処理が行われていたと聞いている。」旨証言している上、社会保険庁の記録上、他にも申立人と同様に厚生年金保険の資格喪失日が月末とされている者が散見され、同事業所において離職日を厚生年金保険の資格喪失日とする事務処理が行われていたことも否定できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和46年11月1日から47年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和46年11月から47年4月までの標準報酬月額を、社会保険庁及びD基金の昭和46年4月1日の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和44年4月13日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月13日から同年4月13日まで
社会保険庁に厚生年金保険の加入期間について照会した結果、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、昭和41年から45年にかけて、いずれの年も、11月から翌年4月まで、A株式会社に出稼ぎに行き厚生年金保険に加入していたが、43年11月15日に出掛けた出稼ぎは、私の記憶と異なり44年3月13日に厚生年金保険の資格を喪失している。

出稼ぎの大きな目的は、11月から翌年4月まで働き失業保険の受給権を満たし、失業保険を受給することであり、出稼ぎに行って失業保険を受給しなかった記憶は無い。

一緒に出稼ぎに行った方は、4月13日まで働いたのに、私だけ3月13日となっているのは不思議なので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人が昭和44年4月13日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、雇用保険の被保険者記録を見ると、当該事業所における離職日は当

該通知書に記載されている被保険者資格喪失日の前日となっており、社会保険庁側に何らかの事務的な誤りがあったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立てに係る事業所が保管していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 5 月から同年 11 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入期間は昭和 42 年 4 月 1 日から同年 5 月 27 日までの 1 か月との回答があった。

しかし、私は昭和 39 年 3 月 5 日の第二子出産後から、42 年 11 月までの間、株式会社Aに勤務し、暑い室の中での作業や繁忙期の土日出勤も記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の株式会社Aは、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、事業主及び元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことも確認できる。

しかし、申立期間①について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給料明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かでないことから、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、株式会社Aでは、「当時の雇用形態について、事業所の多忙時にのみ勤務する農業者や学生が多く、これらの者は日々雇用や臨時に短期間雇用される者について適用される健康保険の日雇特例被保険者にも該当しなかったことから『日雇労働者健康保険適用除外』の申請をしており、申立人も農業を行っていたため、これに該当していたと思われる。」旨回答している上、元同僚3人も申立人について、「農業のため休むことが多く臨時社員だったと思われる。」旨証言しており、申立てを裏付ける証言等は得られなかった。

申立期間②については、株式会社Aで保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」により、昭和42年5月27日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、雇用保険の記録により、同年6月15日から同年12月15日までの期間について、当時適用事業所ではなかった別事業所で勤務していたことが確認でき、申立人も期間は不明としながらも、同事業所に勤務したことがあると証言していることから株式会社Aには勤務していなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 6 月 30 日まで
② 平成 11 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、標準報酬月額について、自分の給与月額よりも低いと思われる期間があった。

申立期間①については、平成元年 10 月 5 日の取締役会議事録の写しで給与額が確認でき、そのとおりの届出を行っているはずである。

申立期間②については、給与が極端に下がることは考えられず、また、下がった記憶も無い。

調査、確認の上、申立期間の標準報酬月額の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及び申立てに係る事業所の双方に、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたこと並びに同社が申立内容どおりの届出及び保険料を納付していたことを確認できる関連資料等はない。

また、申立期間①については、申立人から提出のあった平成元年 10 月 5 日付けの取締役会議事録であるとする資料を見ると、同年 10 月から役員報酬月額を 60 万円に改訂する旨の記載があることは確認できるが、この資料には、社印、代表者印等の押印が無く、正式な議事録であるかどうか確認できない上、社会保険庁の記録を見ると、申立人の標準報酬月額は、平成元年 10 月 1 日の標準報酬月額改定時には 41 万円であり、その後、月額変更届が提出されたことに伴い平成 2 年 7 月 1 日に 53 万円となっており、この間に、申立人が月額変更届を提出したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の記録を見ると、i)申立人の標準報酬月額が、月額変更届が提出されたことに伴い平成11年4月1日に9万2,000円となっており、その後の同年10月1日の算定基礎届による標準報酬月額の定時決定時にも9万2,000円とされていること、ii)申立期間当時に、社会保険事務所では役員の月額変更届の際には議事録の写しを添付させ、給与額の変更を確認の上事務処理を行っていたとしていること、及びiii)申立ての標準報酬月額の変更等について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。